

臨時休館（場）に伴う回数券の有効期限延長について

下記のとおり有効期限を延長いたします。各窓口にお申し出ください。

施設・室場	対象有効期限	延長有効期限
庭球場・プール・浴室	令和2年4月14日以降	再開日から1年間とする。
スポーツ練習 (高松市総合体育館)		
トレーニング室	令和2年3月3日以降	

※再使用券も同様とし、再開日以降に発行した回数券・再使用券は除く。